

市町村における空き家対策関連の補助制度一覧表【R7.4.1現在】

■県が把握している内容をあらかじめ記入していますので、間違いや補足があれば赤字で加筆修正願います。
■本一覧表は、ホームページなどで一般の方に広く提供しますので、ご注意ください。

		空き家関連代表窓口		空き家関連補助制度						空き家バンク	空き家バンク 登録奨励金
				空き家所有者向け			空き家利用者向け		その他		
		所管部署	電話番号	除却	家財処分	空き家リフォーム	家財処分	空き家リフォーム			
1	甲府市	空き家対策課	055-237-5350		○			○	○	○	
2	富士吉田市	都市政策課	0555-22-1111 (内線288)	○				○		○	
3	都留市	地域環境課	0554-43-1111 (内線171)	○		○		○	○	○	
4	山梨市	地域資源開発課	0553-22-1111 (内線2374)	○		○		○		○	○
5	大月市	市民課	0554-23-8023	○						○	
6	韭崎市	市民生活課	0551-22-1114	○	○	○	○	○	○	○	○
7	南アルプス市	管理住宅課	055-282-6397	○	○	○	○	○		○	
8	北杜市	まちづくり推進課	0551-42-1361		○	○	○	○		○	
9	甲斐市	建築住宅課	055-268-2336	○		○		○		○	
10	笛吹市	まちづくり整備課	055-261-3334	○	○	○	○	○		○	
11	上野原市	生活環境課	0554-62-3114		○	○	○	○		○	
12	甲州市	政策秘書課	0553-32-5037	○	○					○	
13	中央市	建設課	055-274-8553	○	○	○	○	○		○	
14	市川三郷町	建設課	055-272-1136	○	○	○	○	○		○	
15	早川町	まちづくり政策課	0556-45-2513	○		○		○			
16	身延町	建設課	0556-42-4808	○						○	
17	南部町	企画課	0556-66-3402		○	○		○		○	
18	富士川町	防災交通課	0556-22-7218	○				○		○	
19	昭和町	都市整備課	055-275-8413	○						○	
20	道志村	産業振興課	0554-52-2114							○	○
21	西桂町	企画財政課	0555-25-2121		○	○		○		○	
22	忍野村	建設課	0555-84-7793								
23	山中湖村	村土整備課	0555-62-9975							○	
24	鳴沢村	企画課	0555-85-2312								
25	富士河口湖町	都市整備課	0555-72-1976			○		○		○	○
26	小菅村	源流振興課	0428-87-0111	○	○	○	○	○			
27	丹波山村	振興課	0428-88-0211	○		○		○		○	

市町村における空き家の除却補助制度一覧表【R7.4.1現在】

- 県が把握している内容をあらかじめ記入していますので、間違いや補足があれば赤字で加筆修正願います。
- 本一覧表は、ホームページなどで一般の方に広く提供しますので、ご注意ください。（実績は非公表）
- 補助制度について、周知用チラシ等があれば提供願います。

		除却補助制度						
		問い合わせ窓口		根拠要綱等	制度概要	補助要件(※)		補助率等(※)
		所管部署	電話番号			対象物件	補助対象経費	
1	甲府市	空き家対策課	055-237-5350	甲府市特定空家等除却費助 成金交付要綱	市が認定した特定空家等を 対象に、除却工事費等に助 成金を交付するもの	特定空家等	・除却工事費 ・廃材の運搬費及び処 分費	・補助率:1/2 ・限度額:100万円
2	富士吉田市	都市政策課	0555-22-1111 (内線288)	富士吉田市特定空家等除却 費補助金交付要綱	市が認定した特定空家等を 対象に、除却工事費等に助 成金を交付するもの	特定空家等	・除却工事費 ・廃材の運搬費及び処 分費	・補助率:1/2 ・限度額:100万円
3	都留市	地域環境課	0554-43-1111 (内線171)	都留市空家等地域活性化拠 点整備事業補助金交付要綱	市が認める老朽空き家等を 対象に、除却後の跡地を地 域活性化のために活用する 目的で行う除却工事費等に 補助金を交付するもの	老朽空き家など	・解体、撤去及び処分 に要する経費	・補助率:4/5 ・限度額:200万円
3		地域環境課	0554-43-1111 (内線171・172)	都留市不良空家等解体事業 費補助金交付要綱	空き家の解体工事費に補助 金を交付するもの	住宅地区改良法に規 定する不良住宅 (特定空家は対象外)	・解体に要する経費	・補助率:1/2 ・限度額60万円
4	山梨市	地域資源開発課	0553-22-1111 (内線2374)	山梨市空き家解体工事補助 金交付要綱	空き家バンク登録物件のう ち、売買契約が伴っている解 体工事(売主又は買主)に対 し補助金を交付するもの	空き家バンク登録物件	・解体、撤去及び処分 に要する経費(総額 100万円以上)	・定額:20万円
5	大月市	市民課	0554-23-8023	大月市空き家解体に伴う跡 地活用事業補助金交	空き家解体の促進・跡地の 利活用促進を図るため、空き 家の解体に要する経費に補 助金を交付するもの	空き家	・解体、撤去及び処分 に要する経費	・補助率:1/2 ・限度額:50万円
6	韭崎市	デジタル戦略課	0551-45-9173	韭崎市空き家バンク事業 実施要綱	空き家バンク登録物件のう ち、売買契約締結後に解体工 事を行う場合、これに要した費 用への補助金を交付するも の	空き家バンク登録物件 のうち、売買契約締結 後 1年以内の物件	・市内の施工業者 ・居住部分に係る解体 および除去工事費用 ・20万円以上の経費	・補助率:1/2 ・限度額:100万円
7	南アルプス市	管理住宅課	055-282-6397	南アルプス市住宅リフォーム 等総合支援事業費補助金交 付要綱	空き家の除却工事費に補助 金を交付するもの	空き家	・除却工事費	・定額:10万円
9	甲斐市	建築住宅課	055-268-2336	甲斐市空家等除却費補助金 交付要綱	市が認める老朽空き家等を 対象に、除却工事費に補助 金を交付するもの	老朽空き家など	・除却工事費	・補助率1/2 ・限度額:50万円
10	笛吹市	まちづくり整備課	055-261-3334	笛吹市空家等解体費補助金 交付要綱	市が認める空き家の除却工 事費に補助金を交付するも の	空き家	・解体、撤去及び処分 に要する経費	・補助率:1/2 ・限度額:20万円
12	甲州市	政策秘書課	0553-32-5037	甲州市空き家情報バンク登 録促進事業補助金交付要綱	解体を要件に売買契約が締 結された空き家バンク登録 物件の解体工事(売主)に対 し補助金を交付するもの	空き家バンク登録物件	・解体・撤去工事に要 する経費	・補助率:1/2 ・限度額:100万円
13	中央市	政策秘書課	055-274-8512	中央市空き家バンク物件解 体工事補助金交付要綱	空き家バンク登録物件のう ち、売買契約が伴っている解 体工事(買主)に対し補助金 を交付するもの	空き家バンク登録物件	・解体、撤去及び処分 に要する経費(総額 100万円以上)	・補助率:1/2 ・限度額:100万円
14	市川三郷町	建設課	055-272-1136	市川三郷町危険空き家等除 却費補助金交付要綱	町が指定する危険空き家や 老朽空き家を対象に、除却 工事費等に補助金を交付す るもの	老朽空き家など	・解体、撤去及び処分 に要する経費	・補助率:1/2 ・限度額:50万円 (危険空き家)/10 万円(老朽空き家)
15	早川町	まちづくり政策課	0556-45-2513	早川町空家等解体費補助金 交付要綱	空き家の除却工事費に補助 金を交付するもの	1年以上空き家	・解体、撤去及び処分 に要する経費	・補助率:1/2 ・限度額:50万円
16	身延町	建設課	0556-42-4808	身延町危険空家等解体費補 助金交付要綱	町が指定する危険空き家を 対象に、除却工事費等に補 助金を交付するもの	老朽空き家など	・解体、撤去及び処分 に要する経費	・補助率:1/2 ・限度額:50万円
18	富士川町	都市整備課	0556-22-7214	富士川町空き家解体費補助 金交付要綱	町が指定する危険空き家を 対象に、除却工事費等に補 助金を交付するもの	老朽空き家など	・解体、撤去及び処分 に要する経費	・補助率:1/2 ・限度額:50万円
19	昭和町	都市整備課	055-275-8413	昭和町空家等除却費補助金 交付要綱	町が認める老朽空き家等を 対象に、除却工事費に補助 金を交付するもの	老朽空き家など	・除却工事費	・補助率1/2 ・限度額:50万円
26	小菅村	源流振興課	0428-87-0111	小菅村老朽空き家解体撤去 補助金交付要綱	老朽空き家の解体・撤去工 事費に補助金を交付するも の	1年以上使用されてな い老朽空き家など	・解体・撤去工事に要 する経費	・補助率:1/2 ・限度額:50万円
27	丹波山村	振興課	0428-88-0211	丹波山村空き家解体事業補 助金交付要綱	空き家の解体撤去に補助金 を交付するもの	空き家	・解体、撤去及び処分 に要する経費(総額 100万円以上)	・定額:50万円

※補助要件、補助率等については、代表的な内容を整理したものであるため、詳細については問い合わせ窓口にご相談ください。

市町村における空き家の家財処分補助制度一覧表【R7.4.1現在】

- 県が把握している内容をあらかじめ記入していますので、間違いや補足があれば赤字で加筆修正願います。
- 本一覧表は、ホームページなどで一般の方に広く提供しますので、ご注意ください。(実績は非公表)
- 補助制度について、周知用チラシ等があれば提供願います。

		家財処分補助制度								
		問い合わせ窓口		根拠要綱等	制度概要	補助対象者		補助要件(※)		補助率等(※)
		所管部署	電話番号			所有者	利用者	対象物件	補助対象経費	
6	韮崎市	デジタル戦略課	0551-45-9173	韮崎市空き家バンク事業実施要綱	空き家バンクに登録された物件に残置された電化製品、家具その他の家財道具の処分費に補助金を交付するもの	○	○	空き家バンク登録物件のうち、売買又は賃貸借契約後1年以内のもの	・家財道具の処分費(総額5万円以上)	・補助率:1/2 ・限度額:10万円
7	南アルプス市	ふるさと振興課	055-282-6073	南アルプス市空き家活用定住促進事業補助金交付要綱	空き家バンクに登録された物件の家財道具等の片付け費用に補助金を交付するもの	○	○	空き家バンク登録物件	・家財道具等の片付けに要する費用	・補助率:1/2 ・限度額:10万円
8	北杜市	ふるさと納税課	0551-42-1324	北杜市空き家バンク活用促進リフォーム費等補助金交付要綱	空き家バンクに登録された物件に残置された状態の家具、電化製品、食器その他の家財道具の処分及び当該処分に伴う物件内の清掃を行う場に補助金を交付するもの	○		空き家バンク登録物件 所有者＝登録後1年以内	・家財道具の処分費及び当該処分に伴う清掃費(総額5万円以上)	所有者 ・補助率:2/3 ・限度額:100万円
10	笛吹市	まちづくり整備課	055-261-3334	笛吹市空き家バンク登録物件に係る改修等補助金交付要綱	空き家バンクに登録された物件に残置された電化製品、家具その他の家財道具の処分費に補助金を交付するもの	○	○	空き家バンク登録物件	・家財道具の処分費	・補助率:1/2 ・限度額:20万円
11	上野原市	政策秘書課	0554-62-3191	上野原市空き家・空き店舗バンクリフォーム補助金交付要綱	空き家・空き店舗バンクに登録された物件に残置された電化製品、家具その他の家財道具の処分費に補助金を交付するもの	○	○	空き家・空き店舗バンク登録物件のうち、登録又は賃貸借契約後1年以内のもの(売買物件は除く)	・家財道具の処分費(総額5万円以上)	・補助率:1/2 ・限度額:10万円
12	甲州市	政策秘書課	0553-32-5037	甲州市空き家情報バンク登録促進事業補助金交付要綱	空き家バンクに登録された物件に残置された電化製品、家具その他の家財道具の処分費及び住宅の清掃費に補助金を交付するもの	○		空き家バンク登録物件	・家財道具の処分費 ・住宅の清掃費(総額5万円以上)	・補助率:1/2 ・限度額:20万円
13	中央市	政策秘書課	055-274-8512	中央市空き家バンク物件リフォーム等補助金交付要綱	空き家バンクに登録された物件に残置された電化製品、家具その他の家財道具の処分費に対して補助金を交付するもの	○	○	空き家バンク登録物件のうち、所有者＝登録後1年以内、利用者＝売買又は賃貸借契約後1年以内のもの	・家財道具の処分費(総額5万円以上)	・補助率:1/2 ・限度額:5万円
14	市川三郷町	建設課	055-272-1136	市川三郷町「空き家バンク」登録・利用促進事業補助金交付要綱	空き家バンクに登録された物件に残置された電化製品、家具その他の家財道具の処分費に補助金を交付するもの	○	○	空き家バンク登録物件のうち、売買又は賃貸借契約後1年以内のもの	・家財道具の処分費(総額1万円以上)	・補助率:1/2 ・限度額:10万円
17	南部町	企画課	0556-66-3402	南部町空き家バンク利用促進事業補助金交付要綱	空き家バンクに登録された物件に残置された電化製品、家具その他の家財道具の処分費に補助金を交付するもの	○		空き家バンク登録物件	・家財道具の処分費(総額1万円以上)	・補助率:全額 ・限度額:10万円
21	西桂町	企画財政課	0555-25-2121	西桂町空き家家財道具処分等補助金交付要綱	空き家バンクに登録された物件に残置された電化製品、家具その他の家財道具の処分費に補助金を交付するもの	○	○	空き家バンク登録物件のうち、売買又は賃貸借契約後1年以内のもの	・家財道具の処分費	・補助率:全額 ・限度額:10万円
26	小菅村	源流振興課	0428-87-0111	小菅村空き家改修等補助金交付要綱	登録された空き家に残置されたゴミの処分費に補助金を交付するもの	○	○	登録された空き家	・ゴミ処分費	・補助率:1/2 ・限度額:10万円
1	甲府市	空き家対策課	055-237-5350	甲府市空き家バンク活用促進助成金交付要綱	空き家バンクに登録された物件に残置された家財道具の処分費に補助金を交付するもの	○		空き家バンク登録物件のうち、所有者(売り主)＝売買契約後6か月以内のもの	・家財道具の処分費	・補助率:1/2 ・限度額:10万円

※補助要件、補助率等については、代表的な内容を整理したものであるため、詳細については問い合わせ窓口にご相談ください。

市町村における空き家リフォーム補助制度一覧表【R7.4.1現在】

■県が把握している内容をあらかじめ記入していますので、間違いや補足があれば赤字で加筆修正願います。
■本一覧表は、ホームページなどで一般の方に広く提供しますので、ご注意ください。(実績は非公表)
■補助制度について、周知用チラシ等があれば提供願います。

		空き家リフォーム補助制度								
		問い合わせ窓口		根拠要綱等	制度概要	補助対象者		補助要件(※)		補助率等(※)
		所管部署	電話番号			所有者	利用者	対象物件	補助対象経費	
1	甲府市	空き家対策課	055-237-5350	甲府市空き家バンク活用促進助成金交付要綱	空き家バンクに登録された物件の買い手が、自身の居住のために行うリフォーム工事費に補助金を交付するもの		○	空き家バンク登録物件のうち、利用者(買い手)＝売買契約後6か月以内のもの	・リフォームに要する費用	・補助率:1/3 ・限度額 通常:30万円 物件が居住誘導区域内、又は買主が子育て世帯・新婚世帯・市外からの移住世帯(以下「子育て世帯等」):40万円 物件がまちなかエリア内、又は物件が居住誘導区域内かつ買い手が子育て世帯等:50万円
				甲府市地域活性化施設整備費補助金交付要綱	空き家を利活用して、地域コミュニティの活性化や子育て支援など地域の交流拠点として改修を行う工事費に補助金を交付するもの	○	○	空家法の空家等	・リフォームに要する費用	・補助率:2/3 ・限度額:200万円(耐震補強工事は100万円を加算)
2	富士吉田市	ふるさと魅力推進課	0555-22-1111(内線296)	富士吉田市定住促進奨励金交付要綱(中古物件改修支援奨励金)	空き家・空き店舗バンクに登録された物件のリフォーム工事費に補助金を交付するもの		○	空き家バンク登録物件	・リフォームに要する費用	・補助率:1/2 ・限度額:50万円
3	都留市	企画課	0554-43-1111(内線242)	都留市空き家バンク利活用事業補助金交付要綱	空き家バンクに登録された物件のリフォーム工事費に補助金を交付するもの	○		空き家バンク登録物件のうち、賃貸借契約後1年以内のもの	・リフォームに要する費用	・補助率:1/2 ・限度額:50万円
		地域環境課	0554-43-1111(内線171)	都留市空家等地域活性化拠点整備事業補助金交付要綱	リフォーム後の家屋及びその敷地を地域活性化のために活用する目的で行うリフォーム工事費に補助金を交付するもの		○	空き家のうち、賃貸借又は使用賃借契約が成立したもの	・リフォームに要する費用	・補助率:2/3 ・限度額:150万円
4	山梨市	商工労政課	0553-22-1111(内線2362)	山梨市住宅リフォーム補助金交付要綱	空き家バンクに登録された物件のリフォーム工事費に補助金を交付するもの	○	○	空き家バンク登録物件のうち、売買又は賃貸借契約が成立したもの	・リフォームに要する費用(総額10万円以上)	・補助率:1/10 ・限度額:10万円
6	韮崎市	デジタル戦略課	0551-45-9173	韮崎市空き家バンク事業実施要綱	空き家バンクに登録された物件のリフォーム工事費に補助金を交付するもの	○	○	空き家バンク登録物件のうち、売買又は賃貸借契約後1年以内のもの	・リフォームに要する費用(総額20万円以上)	・補助率:1/2 ・限度額:100万円
7	南アルプス市	ふるさと振興課	055-282-6073	南アルプス市空き家活用定住促進事業補助金交付要綱	空き家バンクに登録された物件のリフォーム工事費に補助金を交付するもの	○	○	空き家バンク登録物件	・リフォームに要する費用	・補助率:1/2 ・限度額:100万円
8	北杜市	子育て政策課	0551-42-1332	北杜市子育て世代マイホーム補助金交付要綱(子育て住宅リフォーム費補助事業)	子育て世帯の住宅(空き家を含む)のリフォーム工事費に補助金を交付するもの		○	空き家(子育て世帯利用に限る)	・リフォームに要する費用	・補助率:1/2 ・限度額:100万円
		ふるさと納税課	0551-42-1324	北杜市空き家バンク活用促進リフォーム費等補助金交付要綱	空き家バンクに登録された物件の住宅としての機能回復を図るための修繕又は取替に係る工事に補助金を交付するもの。(建物の主要構造部の修繕工事、設備関係の改修工事等)	○	○	空き家バンク登録物件所有者＝登録後1年以内、利用者＝売買又は賃貸借契約後1年以内のもの	建物の主要構造部の修繕や設備関係の改修に係る費用等(総額5万円以上)	所有者 ・補助率:2/3 ・限度額:150万円 購入者・借受者 ・補助率:2/3 ・限度額:100万円(所有者の家財処分事業と合算して)
9	甲斐市	建築住宅課	055-268-2336	甲斐市空き家バンクリフォーム補助金交付要綱	空き家バンクに登録された物件のリフォーム工事費に対して補助金を交付するもの	○	○	空き家バンク登録物件	・リフォームに要する費用(総額20万円以上)	・補助率1/2 ・限度額100万円
10	笛吹市	まちづくり整備課	055-261-3334	笛吹市空き家バンク登録物件に係る改修等補助金交付要綱	空き家バンクに登録された物件のリフォーム工事費に補助金を交付するもの	○	○	空き家バンク登録物件	・リフォームに要する費用	・補助率:1/2 ・限度額:20万円
11	上野原市	政策秘書課	0554-62-3191	上野原市空き家・空き店舗バンクリフォーム補助金交付要綱	空き家・空き店舗バンクに登録された物件のリフォーム工事費に補助金を交付するもの	○	○	空き家・空き店舗バンク登録物件のうち登録又は賃貸借契約後1年以内のもの(売買物件は除く)	・リフォームに要する費用(総額20万円以上)	・補助率:1/2 ・限度額:40万円
13	中央市	政策秘書課	055-274-8512	中央市空き家バンク物件リフォーム等補助金交付要綱	空き家バンクに登録された物件のリフォーム工事費に対して補助金を交付するもの	○	○	空き家バンク登録物件のうち、売買又は賃貸借契約後1年以内のもの	・リフォームに要する費用(総額20万円以上)	・補助率:1/2 ・限度額:20万円
14	市川三郷町	建設課	055-272-1136	市川三郷町「空き家バンク」登録・利用促進事業補助金交付要綱	空き家バンクに登録された物件のリフォーム工事費に補助金を交付するもの	○	○	空き家バンク登録物件のうち、売買又は賃貸借契約後1年以内のもの	・リフォームに要する費用(総額10万円以上)	・補助率:1/2 ・限度額:100万円
15	早川町	総務課	0556-45-2513	早川町移住者住宅改修費用補助金交付要綱	賃貸用の空き家で移住者との賃貸借契約が締結された物件のリフォーム工事費に補助金を交付するもの	○	○	賃貸用の空き家で移住者との賃貸借契約が成立したもの	・リフォームに要する費用	・補助率:1/2 ・限度額:50万円
17	南部町	企画課	0556-66-3402	南部町地域経済活性化対策支援補助金交付要綱	住宅(空き家を含む)のリフォーム工事費に補助金を交付するもの		○	空き家(居住用に限る)	・リフォームに要する費用(施工費30万円/件以上、建築資材購入費10万円/件以上)	・補助率:1/5 ・限度額:10万円 ※商品券による
		企画課	0556-66-3402	南部町空き家バンク利用促進事業補助金交付要綱	空き家バンクに登録された物件のリフォーム工事費に補助金を交付するもの	○	○	空き家バンク登録物件	・リフォームに要する費用	・補助率:1/2 ・限度額:50万円
18	富士川町	政策秘書課	0556-22-7216	富士川町空き家等改修費補助金交付要綱	空き家バンクに登録された物件のリフォーム工事費に補助金を交付するもの		○	空き家バンク登録物件のうち、売買又は賃貸借契約後1年以内のもの	・リフォームに要する費用	・補助率:1/2 ・限度額:25万円
21	西桂町	企画財政課	0555-25-2121	西桂町移住促進住宅リフォーム工事補助金交付要綱	空き家バンクに登録された物件のリフォーム工事費に補助金を交付するもの	○	○	空き家バンク登録物件	・リフォームに要する費用	・補助率:1/2 ・限度額:10万円
25	富士河口湖町	政策企画課	0555-72-1129	富士河口湖町移住促進住宅リフォーム工事補助金交付要綱	空き家バンクに登録された物件のリフォーム工事費に補助金を交付するもの	○	○	空き家バンク登録物件	・リフォームに要する費用(総額10万円以上)	・補助率:1/2 ・限度額:20万円
26	小菅村	源流振興課	0428-87-0111	小菅村空き家改修等補助金交付要綱	登録された空き家のリフォーム工事費に補助金を交付するもの	○		登録された空き家	・リフォームに要する費用	・補助率:1/2 ・限度額:100万円(ごみ処分費は10万円)
27	丹波山村	振興課	0428-88-0211	丹波山村空き家バンクリフォーム補助金交付要綱	空き家バンクに登録された物件のリフォーム工事費に補助金を交付するもの	○	○	空き家バンク登録物件	・リフォームに要する費用	・補助率:1/2 ・限度額:100万円

※補助要件、補助率等については、代表的な内容を整理したものであるため、詳細については問い合わせ窓口にご相談ください。

市町村における空き家のその他の補助制度一覧表【R7.4.1現在】

- 県が把握している内容をあらかじめ記入していますので、間違いや補足があれば赤字で加筆修正願います。
- 本一覧表は、ホームページなどで一般の方に広く提供しますので、ご注意ください。（実績は非公表）
- 補助制度について、周知用チラシ等があれば提供願います。

		その他の補助制度						
		問い合わせ窓口		根拠要綱等	制度概要	補助要件(※)		補助率等(※)
		所管部署	電話番号			対象物件	補助対象経費	
3	都留市	企画課	0554-43-1111 (内線242)	都留市空き家バンク利活用 事業補助金交付要綱	空き家バンクに登録された物 件の取得費に補助金を交付 するもの	空き家バンク登録物件 のうち、売買契約をし たもの	・取得に要する費用	・補助率:移住者 1/2、その他1/4 ・限度額:30万円 【移住者加算】40 歳未満夫婦(+10 万円)、中学生以 下(+10万円×人 数)
6	韮崎市	デジタル戦略課	0551-45-9173	韮崎市空き家バンク事業 実施要綱	空き家バンクに係る登録者 支援としての登記費用等へ の補助や成約者支援として の仲介手数料等への補助を 行うもの	空き家バンク登録申し 込み物件 空き家バンク登録物件	【登録者】各種登記手 数料や登記業務委託 料(総額5万円以上) 【成約者】仲介手数料 や引越費用(総額5万 円以上)	・補助率:1/2 ・限度額:10万円
1	甲府市	空き家対策課	055-237-5350	甲府市空き家バンク活用促 進助成金交付要綱	空き家バンクに登録された物 件の売買契約に係る各種費 用に補助金を交付するもの	空き家バンク登録物件 のうち、所有者(売り 主)＝売買契約後6か 月以内のもの	空き家バンク登録物件の 売買契約に係る各種経 費 ・所有権移転登記費用 ・不動産売買仲介手数料 など	・補助率:1/2 ・限度額:10万円

※補助要件、補助率等については、代表的な内容を整理したものであるため、詳細については問い合わせ窓口にご相談ください。

市町村における空き家バンク制度と空き家バンク登録奨励金制度（所有者向け）一覧表【R7.4.1現在】

- 県が把握している内容をあらかじめ記入していますので、間違いや補足があれば赤字で加筆修正願います。
- 本一覧表は、ホームページなどで一般の方に広く提供しますので、ご注意ください。（実績は非公表）
- 補助制度について、周知用チラシ等があれば提供願います。

		空き家バンク		空き家バンク登録奨励金制度（所有者向け）	
		問い合わせ窓口		名称	奨励金
		所管部署	電話番号		
1	甲府市	空き家対策課	055-237-5350	甲府市空き家バンク制度	-
2	富士吉田市	ふるさと魅力推進課	0555-22-1111 (内線296)	空き家・空き店舗バンク	-
3	都留市	企画課	0554-43-1111 (内線242)	都留市空き家バンク	-
4	山梨市	地域資源開発課	0553-22-1111 (内線2375)	山梨市空き家情報登録制度「空き家バンク」	・空き家バンク登録物件の売買又は賃貸借が成約した場合:10万円
6	韮崎市	デジタル戦略課	0551-45-9173	韮崎市空き家バンク事業 実施要綱	・空き家バンク登録物件の売買成約時祝金:一律10万円
7	南アルプス市	管理住宅課	055-282-6397	南アルプス市空き家バンク	-
8	北杜市	ふるさと納税課	0551-42-1324	北杜市空き家情報登録制度「空き家バンク」	-
9	甲斐市	建築住宅課	055-268-2336	甲斐市空き家バンク制度	-
10	笛吹市	まちづくり整備課	055-261-3334	笛吹市空き家バンク	-
11	上野原市	政策秘書課	0554-62-3191	上野原市空き家・空き店舗バンク制度	-
12	甲州市	地域創生推進室	0553-32-5037	甲州市空き家情報バンク制度	-
13	中央市	政策秘書課	055-274-8512	中央市空き家バンク	-
14	市川三郷町	建設課	055-272-1136	市川三郷町空き家情報登録制度「空き家バンク」	-
16	身延町	企画政策課	0556-42-4801	身延町空き家バンク制度	-
17	南部町	企画課	0556-66-3402	南部町空き家バンク制度	-
18	富士川町	政策秘書課	0556-22-7216	富士川町空き家バンク	-
		産業振興課	0556-22-7202	空き店舗バンク	-
20	道志村	ふるさと振興課	0554-52-2115	道志村空き家バンク	・空き家バンク登録物件の売買又は賃貸借が成約した場合:3万円
21	西桂町	企画財政課	0555-25-2121	西桂町空家・空地バンク	-
23	山中湖村	村未来政策課	0555-62-9971	山中湖村空き家・空き店舗バンク制度	-
25	富士河口湖町	政策企画課	0555-72-1129	富士河口湖町空き家情報	・空き家バンク登録物件に移住が完了した場合(賃貸借):10万円
27	丹波山村	振興課	0428-88-0211	丹波山村空き家バンク	-
19	昭和町	都市整備課	055-275-8413	昭和町空き家バンク	-

※詳細については問い合わせ窓口にご相談ください。